

広島市選挙管理委員会告示4号

令和8年3月27日

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会

委員長 二國 則昭

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島市選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示16号）の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

（情報通信技術による手続）

第30条 委員会に係る手続を情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法により行う場合については、市長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。